

従前相当通所型サービス

	事業の実施方法	事業者指定(国 従前相当通所サービスコード:A6)
①	対象者となるケース	認知症や精神疾患があり、社会参加が難しいケース(主治医の診断書等必要)
②	サービス内容	<p>通所により各種サービスを提供し、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。それぞれ利用者のニーズに応じて明確な目標を持ちサービスを提供する。</p> <p>通所介護と同様のサービス内容 ① 基本事業 生活指導、日常動作訓練、健康チェック ② 創作的活動事業 ③ 入浴サービス ④ 送迎サービス ⑤ 食事支援(任意、自己負担)</p> <p>回数 事業対象者 週1回又は2回、要支援1 週1回、要支援2 週1回又は2回 時間 従前の基準に準じる 期間 従前の基準に準じる</p>
③	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(ケアマネジメントA)
④	市町村の負担方法	月ごとの包括払い ※市町村は負担金として支払う
⑤	基準	<p>【人員】 ・管理者 ※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人専従1以上、15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【設備】 ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品</p> <p>【運営】 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供</p>
⑥	個別サービス計画	作成
⑦	単価	国が示す単価
⑧	利用者負担額(利用料)	・予防給付の利用者負担割合(1割。一定以上所得の利用者には2割・3割)等を勘案(下限は予防給付の利用者負担割合)
⑨	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(要支援者は、国の基準通り。事業対象者は要支援1の限度額)
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払
⑪	備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)